

令和 8 年度第 3 回香川地方最低賃金審議会議事録

令和 8 年 7 月 31 日（木）

高松サンポート合同庁舎

北館 7 階共用 702 会議室

出席者 公 益 代 表 委 員 岡崎、籠池、高塚、元木
 労 働 者 代 表 委 員 川染、土田、中村、西尾、林
 使 用 者 代 表 委 員 井出、奥田、白石、棚次、檜垣

議 題 (1) 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
 最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
 (2) 令和 8 年度地域別最低賃金額改定の日安伝達について
 (3) その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和 8 年度第 3 回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日、平野委員が欠席されておりますが、全委員の 3 分の 2 以上の 14 名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める 定足数を満たしておりますことをご報告いたします。なお、本日は傍聴人として 2 名の方が傍聴されております。

本日の資料のご確認をお願いいたします。資料 No. 1 香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書（写）、資料 No. 2 令和 8 年度地域別最低賃金額改定の日安について（答申）、資料 No. 3 日本成長戦略及び経済財政運営等改革の基本方針 2026 等について、でございます。不足等はありませんでしょうか。それでは籠池会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池会長

本日の議題は、お手元の会議次第のとおりであります。早速、議事に入ります。

議題（1）「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」でございます。資料等について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

資料 No. 1 の 3 つの特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しをご覧ください。今回の申出は、3 業種とも公正競争ケースで、金額の改正でございます。

今年度、香川県内の 4 つの特定最低賃金について申し出がありました。香川県冷凍調理食品製造業最低賃金につきましては、今年度も個別合意の合意者署名などに取り組んでこられましたが、最低賃金の適用を受ける労働者の合意が概ね 3 分の 1 以上という申出要件を満たしておりませんでした。よって、改正決定の必要性の有無の諮問には上がっておりませんことを報告いたします。

それでは、3 つの特定最低賃金について、香川労働局長から香川地方最低賃金審議会会長へ「改正決定の必要性の有無について」の諮問文をお渡しします。局長お願いします。

○労働局長

よろしくお願いします。

(労働局長から諮問文を会長に手交)

○籠池会長

事務局から諮問文の写しを各委員に配布をお願いいたします。

(諮問文の写しを各委員に配付)

行き渡りましたかね。そうしましたら事務局で諮問文の読み上げをお願いします。

○賃金室長補佐

各諮問文の別添の申出書は配布資料と同じですので省略しております。それでは読み上げます。

まず「機械」です。

香労発基 0731 第 1 号

令和 8 年 7 月 31 日

香川地方最低賃金審議会会長 籠池信弘 殿

香川労働局長 友住弘一郎

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 8 年 7 月 8 日付けをもって、申出者タダノ労働組合執行委員長 中村亨から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申出があった

ので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続きまして、「船舶」になります。

香労発基 0731 第 2 号

令和 8 年 7 月 31 日

香川地方最低賃金審議会会長 籠池信弘 殿

香川労働局長 友住弘一郎

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 8 年 7 月 16 日付けをもって申出者川崎重工労働組合坂出支部執行委員長 中塚隆明、JAMマキタ労働組合執行委員長 朝國智之から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続きまして、「電気」になります。

香労発基 0731 第 3 号

令和 8 年 7 月 31 日

香川地方最低賃金審議会会長 籠池信弘 殿

香川労働局長 友住弘一郎

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 8 年 7 月 13 日付けをもって、申出者全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会東四国地方協議会香川地域協議会議長 門裕介から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上になります。

○籠池会長

ありがとうございました。ただいまの労働局長からの諮問について、何かご意見、ご質問等はございますか。

（意見等なし）

よろしいですかね。そうしましたら、この 3 つの特定最低賃金の改正決定の必

要性の有無についての諮問を受けることといたします。この審議につきましては、本年度の第1回本審で確認いただきました最低賃金の審議の進め方等についての3の(1)よりまして、運営小委員会に付託することといたします。運営小委員会は8月3日に開催いたしますので、運営小委員会の委員の方はよろしくお願いいたします。以上の点についてご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

よろしいですかね。そうしましたら、議題は以上となります。続きまして議題(2)「令和8年度地域別最低賃金額決定の目安伝達について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

まず、「令和8年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への戎野会長代理メッセージ」が届いておりますので、そのメッセージをご視聴ください。

○中央最低賃金審議会会長代理（ビデオメッセージ）

こんにちは。中央最低賃金審議会会長代理の戎野です。今年度も目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和8年度の目安について、中央最低賃金審議会会長がお伝えするべきところではありますが、今年度は諸般の事情によりまして、会長代理であります私からお伝えさせていただくこととなりました。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論にあたり、改めて目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨につきまして、理解を深めていただく機会となればと思っております。

まず、最低賃金の位置付けです。最低賃金は最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申を尊重して各都道府県労働局長が決定するものであります。

引上額検討にあたりましては、考慮する要素としましては様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げますと次のとおりであります。まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっています。また、生活保護に関わる施策との整合性に配慮することも法定されています。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっています。また、近年は政府の閣議決定に配意した審議が求められており、近年の配意の主な内容は、中長期の金額

目標と、地域間格差是正であります。

次に、目安の位置付けです。令和5年全員協議会報告や、令和8年度目安小委員会報告に記載されていますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされているものでありまして、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識していただきたいと思います。したがって、公労使の真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の3者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定することが望ましいと思っています。

3番目は、令和8年度の目安のポイントです。今年度の目安に関する公益委員見解のポイントを説明したいと思います。今年度の目安については、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で6回にわたって真摯に議論を重ねてまいりました。3要素のそれぞれの評価のポイントについて申し上げます。

まず、「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」を基準に、昨年度の審議で、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み参照した、「頻繁に購入」する品や「1か月に1回程度購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」などの指標について、今年度も引き続き参照し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断いたしました。こうした中、消費者物価指数については、「持ち家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的消費支出」、「1か月に1回程度購入」する品目は、引き続き上昇局面にあります。上昇率は昨年より鈍化していると判断いたしました。

次に「賃金」についてです。連合、経団連、日商の調査結果では、昨年に引き続き高い水準となっていることを確認いたしました。また、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では、第4表①・②・③における賃金上昇率はいずれも昨年の結果を上回っております。大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られます。また一方で、企業規模にかかわらず、高水準での賃金引き上げの状況が続いていると判断いたしました。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払い能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基

に議論を行ってまいりました。支払い能力については、決め手となる指標がなかなかないわけではありますが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、売上高経常利益率や従業員1人当たり付加価値額の動向等も確認いたしました。その際、企業の利益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していると考えました。また、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意いたしました。

今年度示した目安について、これまで述べてきましたように、3要素のデータを総合的に勘案して示すに至ったわけです。生計費につきましては、昨年度に引き続き消費者物価が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が高いことに着目しましたが、その上昇率は昨年より鈍化していることを考慮しました。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れは継続していることを考慮いたしました。また、売上高経常利益率など賃金支払い能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮いたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的に留意すると、目安額は、全国加重平均としては、今年度は4.9%、55円を基準として、ランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑み、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。その上で、賃金改定状況調査結果第4表①・②における賃金上昇率が、CランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっていること、第4表①・②・③におけるAランクとBランク、BランクとCランクの差が昨年より拡大していることなどを考慮しますと、Aランクと比較してBランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えました。これらのことを考慮した結果として、具体的にはAランク 54円 4.5%、Bランク 56円 5.2%、Cランク 56円 5.4%としたところであります。なお、公益委員見会で参照したデータにつきましては、別添の「参考資料」としてまとめてあります。また、これまで目安に関する小委員会で提出した資料には、地域別のものも含まれていますので、地方でのデータに基づいた審議にあたって、適宜参

照していただければと思います。また、都道府県別に示された地域の経済・雇用の実態等データに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータを明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、各労働局に伝達されると承知していますので、適宜参考にしていただきたいと思います。

次に、目安教のとりまとめについてです。中央最低賃金審議会では、昨年度の地方での審議結果を踏まえ、令和8年6月23日に「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和8年度以降の審議に向けて「論点と考え方の整理」を取りまとめました。地方最低賃金審議会には、ここに記載の「対応方針」を丁寧にお読みいただき、これを踏まえた審議を行っていただくことを改めて要望いたします。

最後に、これまで述べてきましたように、目安額を示すにあたりましては、様々な資料やデータに基づいて公労使で真摯な議論を重ねてきたところであります。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われますことを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目し、見守っていききたいと思います。

○賃金室長

次に、9ページの資料 No. 2 の答申文書の説明をさせていただきます。まず答申内容ですが、記の下となります。順に読み上げます。

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受

給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

7 価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

8 また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

9 さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

10 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

11 「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

12 また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望

する。

13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

次に目安額ですが、11ページの「別紙1」にありますとおり、目安に関する小委員会において7月28日に、今年度引上額の目安額をAランクが54円、B・Cランクともに56円という結果で取りまとめられました。次に、公労使の見解ですが、公益委員見解につきましては、先ほどビデオメッセージの中で説明がございましたので、公益委員見解は重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、労使の見解に移ります。79ページの「別紙2」の「2 労働者側見解」です。

今年の春季生活闘争では、数多くの労使の真摯な議論の積み重ねによって、全体では3年連続で5%を上回る賃上げ、有期・短時間・契約等労働者では6%台の賃上げが実現した。様々な企業物価が価格転嫁の形で消費者物価に跳ね返ることを考えると、中東情勢などの影響は企業だけでなく消費者である働く人にこそ強い影響を及ぼすものである。労働者側委員は、全ての働く人の生活を守り、景気を底支えしていく観点からも、賃上げと最低賃金の大幅引上げを通じ、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せていくことが、今我が国が取るべきベストなシナリオである。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準である必要がある。最低賃金近傍で働く人へのアンケート調査では、「今後も最低賃金が引き上がるべき」と思う人は7割を超え、その最大の理由は、「現在の最低賃金額は生計費を維持するために十分な水準でないから」と答えている。現在は、絶対額として最低生計費を賄うものになっておらず、生活できる賃金水準を早急に確保することが重要であり、中期的には、「一般労働者の賃金中央値の6割水準」を重視しながら、継続的な引上げを行う必要がある。

また、地域間の額差は、時間的・距離的に近接した都道府県間では労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となる。

昨年度は、CランクにA・Bランクを上回る目安を示したが、Cランク県で目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域の自主性が発揮された結果である一方、地方審議における目安そのものの意義が問われかねない事態。目安の妥当性と納

得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、中央最低賃金審議会としての地域間額差についてより強いメッセージを示すべき。

最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させる上で最低賃金の早期発効が重要。発効日は法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られる。指定日発効とする場合は、その必要性や影響について広く理解を得られるかなどの観点から公労使で十分に議論した上で決定すべきである。また、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等に明記し説明責任を果たすべき。さらに、就業調整の問題等、最低賃金制度とは関係のない他制度の課題を発効日を遅らせて解消しようとすることは誤りであり、給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善で対応することが本筋。

人手不足の傾向は依然強まっており、各地域の求人募集賃金下限額は最低賃金を上回っている。労働市場や市場賃金の動向も加味して最低賃金の大幅な引上げを図るべきであると述べた。また、最低賃金の引上げと雇用維持は相反せず、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務である。

労働分配率の動向と最低賃金引上げとの相関は観察できないことから、「通常の事業の賃金支払能力」との関連性は限定的である。また、利益剰余金が過去最高水準を更新したこと、保有現金・預金が大幅な増加となっており、資金繰りにも余裕が認められることから、データからは最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払能力」は問題ない。なお、「通常の事業の賃金支払能力」とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

続きまして、80ページの「3 使用者側見解」です。

物価の上昇幅は昨年より緩やかであるが引き続き上昇局面にあること、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解する。

しかし、業績に関わりなく、法的強制力をもって適用される地域別最低賃金の引上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引上げは意味合いが全く異なり、最低賃金は全企業に例外なく罰則付きで適用される以上、個々の中小企業・小規模事業者を含めた企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠。

具体的な目安額を審議するに当たっては、最低賃金近傍で働く方々の可処分所得に対する物価上昇の影響は考慮すべきだが、物価上昇の影響は企業側のコスト

増としても現れており、家計面のみならず、企業経営への影響と併せて検討する必要がある。具体的には、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要がある。特に、中東情勢により、供給面の停滞・目詰まりに加え、国内企業物価指数や輸入物価指数の急激な上昇にも表れているとおり、燃料・石油化学製品をはじめとするコストの増加に苦慮する企業が多いことに留意が必要である。加えて、企業の1人当たりの労働生産性が向上しているとの指摘もあるが、主に賃金の上昇を受けた付加価値の増加が要因であることが推察され、規模の小さい中小企業では経常収益は減少していることから、支払能力が高まっているとは言えない。

また、春季賃上げ妥結状況を見ると企業規模が小さいほど賃上げ率は低い傾向にあることから、賃上げへの対応は規模が小さく労働分配率が高い中小企業ほど負担感が大きいこと、企業業績の改善を伴わない、いわゆる「防衛的賃上げ」による賃上げを行う企業があることを十分考慮する必要がある。

その他、Cランクを中心とした、目安額を上回る近年の大幅な引上げにより、社会・生活インフラを担う中小企業・小規模事業者の事業継続が困難となり、地域経済に深刻な影響を与えていることにも留意が必要である。

以上を考慮すると、法定3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」に着目しながら、3要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第4表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年度も堅持する。

その上で、中東情勢の影響や価格転嫁の状況等を含め、事業の持続的発展と雇用維持の観点から、公労使三者構成の枠組みにおいて3要素に関するデータをバランス良く丁寧に確認しながら十分議論を尽くし、全国の企業経営者にとって納得感のある目安を示すことが目安に関する小委員会の社会的な役割である。

昨年度の各地方審議の結果と課題を踏まえた目安制度の在り方に関する全員協議会の取りまとめにおいて、最低賃金額や発効日について、地方最低賃金審議会における審議等の在り方が示されていることも踏まえ、今年度の目安審議では、データに基づく審議・決定を徹底するとともに、各地方最低賃金審議会など最低賃金の決定に関わる全ての人に対し合理的で納得性の高い目安を示すべく審議を尽くすことが重要である。

加えて、発効日について、近年の最低賃金の引上げ幅が大きくなっていることから、事業者の準備期間を十分に確保する観点で発効日を年初にするべきという意見が多く寄せられている中、昨年度、各地方審議の結果として複数の地域で指定日発効とされたことは、企業にとって、賃金原資の確保や給与規程の見直し、就業調整への対応等の観点から一定の意義があった。発効日を引上げ額との間で過度に交渉材料とすることなく、労働者の生活や企業経営に与える影響、各地域

における様々な地域の事情を考慮しながら、当該地域の公労使委員間で十分に議論することが重要である。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

以上です。

○籠池会長

事務局からのご説明は以上でよろしいですか。ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明内容について何かご意見ご質問等はございますか。

(意見等なし)

特にありませんかね。そうしましたら議題(3)「その他」に移りたいと思います。事務局から何かございますか。

○賃金室長

最後に、本日配布資料としまして、資料 No. 3 「日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 等について」をお配りしておりますので、ご説明をいたします。7月21日(火)に、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 が閣議決定されております。これを踏まえた香川労働局長からのメッセージを読み上げさせていただきます。

令和8年7月21日に日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 が閣議決定されました。令和8年度香川県最低賃金額改定について、これらに配慮した貴会の調査審議をお願い申し上げます。令和8年7月31日 香川労働局長 友住弘一郎

次ページ以降は、それぞれの各決定文書の関係部分を抜粋したのになりますので、適宜ご参照ください。

続いて、次回の第4回本審につきましては、8月5日(水)の15時45分から、この702会議室で開催することとなっております。なお、第4回本審を開催する前の8月4日、又は予備日の8月5日の香川県最低賃金専門部会での審議結果が全会一致となっていた場合には、最低賃金審会令第6条第5項の決議により、本審での審議の必要はありませんが、仮に専門部会の結論が全会一致とならなかった場合には、本審でご審議をお願いすることになります。

また、本日諮問いたしました特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、8月3日13時15分からの運営小委員会で審議をいただき、予備日を設けている8月4日までに改正決定の必要性有の合意が得られた場合には、8月5日の本審で特定最低賃金の改正決定の諮問を行う予定としておりますので、よろしくお願い

いたします。以上です。

○籠池会長

はい。そうしましたら、予定されておりました議事事項は以上となりますが、委員の方からご質問とかご意見とか特によろしいですかね。

(意見等なし)

そうしましたら、これをもちまして、第3回香川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——